

旧制大学院の学位記（江崎計三氏所蔵）

一九九四年）という文系教員の述懐が残されています。

三、戦後の大学院

◆占領下の教育改革

戦後日本の教育および教育制度は、GHQ／SCAP（連合国最高司令官総司令部）による間接統治のもと、CI&E（民間情報教育局）による強力な指導を受けながら根本的に改革されました。その結果、戦後の教育制度は、いわゆる憲法・教育基本法体制とよばれる理念的・制度的枠組みで再構成され、学校教育法にもとづく新し

い学制が実施されることになりました。

こうした一連の戦後教育改革は、大学院制度にもきわめて大きな変革をもたらしたといえます。ここでは、教育刷新委員会での議論、学校教育法の制定、大学基準協会の「大学院基準」の三点に着目しながら、大学院制度改革の内容を整理しておきます。

◆教育刷新委員会での議論

教育刷新委員会（のちに教育刷新審議会と改称）は、終戦直後の一九四六（昭和二一）年に日本の教育改革に関する重要事項を調査審議することを目的として内閣に設置された教育審議機関です。同委員会は、政治、教育、宗教、文化、経済、産業等の各界における学識経験者五〇名以内で構成されました。一九五二年に現在の中央教育審議会が設置されるまで存続し、その間に「報告」「建議」「建言」という形で計三五回の決議を行っています。

さて、この教育刷新委員会の決議内容のうちで大学院の制度に係るものとしては、一九四六年一二月の「教育の理念及び教育基本法に関すること外三件」（第一回報告）、一九四八年七月の「科学研究者養成に関すること」（第一九回報告）があります。前者は、「高等学校について」教育機関について」という項目のなかにあるつぎのような文章です。

- (1) 高等学校（仮称）に続く学校は四年の大学を原則とすること。
但し大学は三年又は五年としてもよい。
- (2) 大学には研究科又は研究所を設けることができること。この研究科又は研究所は大学を卒業して後特に学問の研究をなす者を收容するものとする。

（『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』第一三巻、五六頁、一九四八年）

一見してわかるように、簡潔な文章となっています。教育刷新委員会の総会議事録でこの決議についての審議内容を確認してみると、(1)に関してはかなりの時間を費やして議論を行っています。しかし(2)に関しては、ただ一点「研究所」という用語を「研究院」に変更することが提案されて否決され、結局は右に示した文面になったことを確認できる程度です。一九四六年一二月の段階においては、いわゆる六・三・三・四の学校制度体系の最終教育機関である大学の修業年限が問題とされていたこともあつて、この時点では大学院制度に関する議論がいまだ焦点とはならなかったものと推測されます。

◆科学研究者の養成が第一

では、後者の決議「科学研究者養成に関すること」（一九四八年七月）についてはどうであつ

たのでしうか。教育刷新委員会は、前者の場合とは異なり、この時にはかなりの期間を費やして継続的に議論を重ねています。議論における最大の関心は、どのようにして日本の学術研究の水準を維持・向上させるのかという点にあったようです。

この時期には、のちにふれる学校教育法との関連から、新制大学が国民に広く門戸を開く教育機関（学校）としての役割を大きく担うことが明らかになっていました。国民の教育機会が拡大すること自体は異議を唱えるべき問題ではありません。しかしその一方で学術研究の水準を維持・向上させることもまた戦後日本にとって重要な課題であったのです。これに応えるためには、学校体系の内外において科学研究者養成の方策を十分に講じることが必要となります。こうした背景を踏まえながら、決議の冒頭部分をみてみましょう。

教育ならびに研究を職とする者はもちろん、社会各方面において精深な学術を基礎として活動すべき優秀な人材を養成するがために、学校体系の内外において科学研究者養成の方策を確立することが必要である。

（同前 『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』 八〇頁）

ここでは、日本の学術研究水準の維持・向上がきわめて重視され、そのための科学研究者の



米国学術顧問団の名帝大来学（1947年7月）（須川徳子氏提供）

養成こそが急務であるとされています。学校体系の内側・外側という枠にこだわらない科学研究者養成という点に、教育刷新委員会内における学術研究水準の維持・向上に対する一種の危機意識を感じる事ができるように思います。

◆学校体系内の科学研究者養成

以上のような危機意識を前提として、決議が学校体系内における科学研究者の養成機関としてイメージした大学院とはつぎのようなものでした。

- 一、大学院は、大学教育の延長ではなく、前文（前掲の決議冒頭部分をさす―引用者注）の意味における

学術研究者を養成する機関であつて、すべての施設は、この本質に準拠して計画されなければならないこと。

二、相当の指導力及び研究施設を有する大学には、大学院を置き、設備を拡充し、学部教職員の数を増加して大学院の指導力を強化すること。

三、入学資格者は、学士又は大学において適当と認められた者とする事。

大学院の学生は、その本質上これを研究生と呼ぶこと。

四、研究生は、その研究に関しては、指導教授の指導を受けること。

但し大学において指導要綱様のもにより、在学の更新、研究報告等に関する定をなし、又研究生のための特別講義等を設けることができる。

五、学術上有益な研究成果を挙げ、論文を提出し、^(ママ)制規の審査に合格した者には、博士の学位を授与すること。但し、学位には、これを授与せる大学の名をかんすること。

(六く八は略) (同前『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』八〇頁)

ここでは、大学院が学部教育の延長ではないことを確認したうえで、それが研究者養成のためのものであることが明示されています。また右の引用では省略しましたが、研究費の支給や特別研究生（院生）に一定の身分を与えて生活費等の支給を行うことなども示されています。

◆学問水準の低下を懸念

ところで教育刷新委員会では、この総会決議の約一年前にあたる一九四七年四月の第三二回総会においても大学院制度に関する興味深い議論を行っています。そこでは第五特別委員会の報告として、つぎの三項目が報告されました。

- 一、大学院は綜合學術研究所として独立に設置することが出来る。
- 二、現在の帝国大学はこの大学院を以て主体とすること。
- 三、大学院については別に設立規準委員会を設けて研究すること。

（『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』第二卷、二八九頁、一九九六年）

総会で右の報告を行った委員が興味深い発言を行っていますので、少し長文になりますが、あわせて紹介しておきます。ここには、新制大学と新制大学院による學術研究水準の低下問題についての懸念が述べられています。

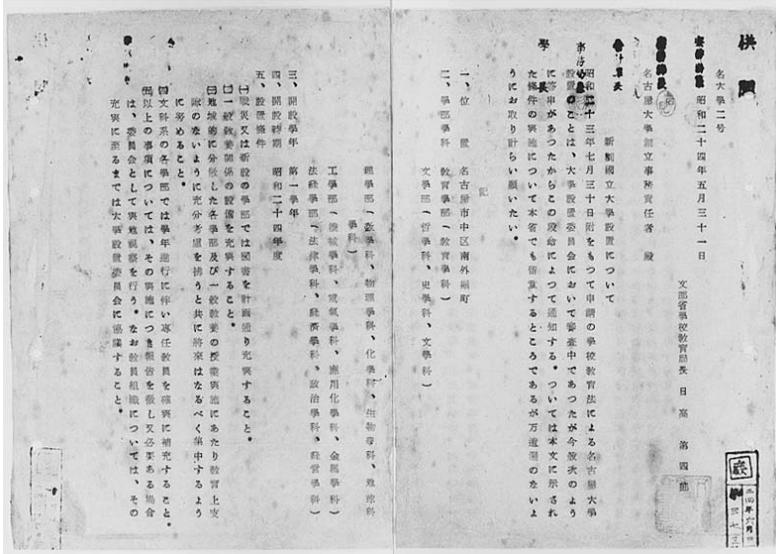
…（前略）これは日本の学問の現状から言っても、それから学制改革になつて新しい大学が出来、そうして日本の学問的な水準が恐らく低下するだろうと思われる将来から言っても、

特別に学問に興味を持ち、それから学問を楽しみながら一生懸命にこの中に深入りをしたいという希望のある人だけを集めて、そこでいろいろな方面の研究を立てる。こういうものが沢山出来なければ、一般的に日本の民衆の水準は高まつても、学問の水準は世界的に高まる事が出来ない虞が十分あるので、こういう総合学術研究所を設けて、しかもそれを独立に設ける事が出来るようにしないと、学校教育法でそれぞれ大学の内部に附属する大学院とされているものだけでは指導能力が十分でない虞があると思います。つまり一方では講義をしながら、一方ではそういう新しい大学院に学生を指導する力を二分すると、結局はその新しい大学院の学生の指導も十分でない虞があるのであります。∴（以下略）

（同前『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』二八九頁）

◆学校教育法の制定

教育基本法とともに一九四七年三月に公布された学校教育法は、六・三・三・四の学校制度体系など現在の学校教育制度に関する骨格的な事項を定めた基本的な法律です。この学校教育法は、大学院についてのどのような規定を行っているのでしょうか。同法は今日までに何度も一部改正を受けていますが、ここでは制定当初のものを示しておきます。



新制名大設置認可通知

学校教育法（大学院関係分）

第六十二条 大学には、大学院を置くことができる。

第六十五条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第六十六条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。

第六十八条 大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。博士その他の学位に関する事項を

定めるについては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

すでにふれた大学令の規定と比較してみましょう。大学令では、学部には研究科をかならずおくべきであるとされ、数個の研究科を総称的に大学院とよんでいました。しかし学校教育法では、「大学院を置くことができる」という表現が使われ、すべての大学にかならずしも大学院をおく必要はないことが述べられています。また、単一の研究科であってもそれを大学院として認めるようになっていきます。

さらに大きな変更点は、大学令のもとでは研究機能のみを担っていた大学院があらたに教育機能をも担うことが明記されたことにあるといえます。これに関連して、学校教育法が施行された直後である一九四七年四月の教育刷新委員会第三一回総会で、第五特別委員会報告を行った委員の発言が思い起こされます。

◆ 「博士」と「大博士」

学校教育法の第六八条をあらためてみましょう。同条は、大学院をおく大学に学位を授与する権限があることを示したものです。これまで本書においてふれませんでした。ここに旧制大学院と新制大学院とのちがいを顕著にあらわす問題―大学院制度と学位制度との問題―

がふくまれています。

まず戦前の学位について簡単に説明をしておきます。すでにふれた帝国大学令が公布された翌年にあたる一八八七（明治二〇）年五月、日本で最初の「学位令」が公布されました。このときに設けられた学位は「博士」と「大博士」の二種類でした。そして学位授与の権限は、文部大臣にあるとされていました。また学位は、二通りの方法で授与するものとされていました。一つは大学院を修了したのち「定規試験」に合格した者に授与する方法、残る一つは大学院の学歴をもっていなくても相応の学力をもつ者に授与する方法です。しかし実際に学位取得方法の主流となったのは、後者すなわち論文提出による学位申請であったとされています。この学位令は、約一〇年後の一八九八年一月には全面的に改正され、このとき「大博士」が廃止されて学位は「博士」のみとなっています。これ以後、旧制大学院では博士学位のみが授与されることになったのです。

◆博士以外の学位

もう一度学校教育法第六八条の問題に戻ります。そこには「博士その他の学位」という表現があります。それは、新制大学院が授与するのは博士学位だけではないことを示していることとなります。しかしその一方で、博士学位以外にどのような学位が授与されるのかについて具

体的な名称を打ち出してもいなかったのだ。

ここでふたたび教育刷新委員会総会の決議を振り返っておきます。一九四八年七月の「科学研究者養成に関すること」の「第一 大学院」中の「五」です。「学術上有益な研究成果を挙げ、論文を提出し、制規の審査に合格した者には、博士の学位を授与すること」という記述がありました。この決議が行われた時点で、すでに学校教育法の施行から一年以上が過ぎていました。それを考えあわせると、教育刷新委員会の右の決議内容は、新制大学院が「博士その他の学位」を授与することができるといふ学校教育法の規定に対して意図的に抵抗しているようにさえ思われます。一見して不可解なこの事実関係はどう説明できるのでしょうか。その手がかりは、大学基準協会の「大学院基準」をめぐる動向にふれるなかで明らかになります。

◆大学基準協会の「大学院基準」

大学基準協会は、一九四七年七月に創立された財団法人です。ただし同協会は、法人としての創立以前の一九四六年一〇月段階から大学設立基準設定協議会（のちに大学設置基準設定協議会と改称）として活動を行っていました。この協議会の設置にはC I & Eが深くかわっていて、協議会の審議活動面でもC I & Eは強力な内面的な指導を行っています。

『大学基準協会十年史』によると、大学院制度問題についてC I & Eが同協会に示唆を与え

第十條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位令第三條前段ニ該當スル者ノ學位記ニハ紅色輪廓ヲ付ス
同後段ニ該當スル者ノ學位記ニハ綠色輪廓ヲ付ス

學位記

族籍位數稱

姓 名

明治二十年勅令第十三號學位令第三條ニ依
リ茲ニ何學博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日
省 印

文部大臣位勳舊姓名印

番 號

割印

(博士用)

學位記

族籍位數稱

姓 名

明治二十年勅令第十三號學位令第四條ニ依
リ茲ニ大博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日
省 印

文部大臣位勳舊姓名印

番 號

割印

(大博士用)

1887年學位令で定められた學位記様式

るようになったのは一九四七年七月以降のことであつたとされています。しかし教育刷新委員会総会の議事録をみると、同年一月末の時点でC I & Eから学位の制度について「学士」「博士」の間にアメリカの「マスター・オブ・アーツ」に相当するような中間学位の創設を促す意見が出されていたことがわかります。その時期から判断して、この点が学校教育法第六八条の「博士その他の学位」という表現に密接な関連をもつものと考えられます。したがって、すでに指摘したように、教育刷新委員会の総会決議「科学研究者養成に関すること」が博士学位のみを取り上げていたことは、C I & Eの主導による中間学位の創設に

対する教育刷新委員会側の抵抗あるいは反意の表現であったとみることができるともいえるかもしれない。

◆ 「中間学位」の創設

さて、大学基準協会では一九四七年の秋以降、C I & Eの内面的指導を受けながら、大学院基準に関する審議を重ねていました。そして翌年五月開催の第三回総会には「大学院基準案」と「大学院基準解説案」の提案を行っています。それらは最終的に一九四九年四月にC I & Eの承認を受けたのち「大学院基準（昭和二十四年四月一二日決定）」として公表されました。この大学院基準は、「趣旨」の部分と「基準」の部分で構成されています。まず「趣旨」部分を見ておきましょう。

第一 趣旨

- 一、大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。
- 二、修士の学位を与える課程は、学部に於ける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、専攻分野を研究し、清深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。
- 三、博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、

文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

（大学基準協会『大学基準協会会報』第四号、四〇頁、一九四九年）

この大学院基準では、それまでであった博士の学位のほかにあたらしく修士の学位が明示されています。一九四七年一月末の段階でC I & Eが提案していた「中間学位」がここに「修士学位」として実現しているのです。それは結果として、博士の学位のみにこだわった教育刷新委員会の動きに終止符が打たれたことを意味します。

◆大学院の基準

つぎに「基準」部分をみておきます。修士・博士の両課程が学部教育のうえに並列的におかれるしくみになっていることがわかります。また、修士・博士のいずれに対しても課程修了の要件として在学期間と履修単位数が示されたことも重要です。戦前の大学院制度が在学期間のみを定めていたこととくらべると、履修単位を定めることによつて、あたらしい制度ではスクーリングが重視されたといえるのです。スクーリングとは、もともと通信教育において採用される面接指導をさすものですが、この場合は大学院への通学を意味しています。アメリカにおける大学院制度で一般的であったスクーリングをとり入れることで、日本の新制大学院の教

育機能面での充実をねらったものと考えられます。

第二 基準

一、大学院は修士の学位を与える課程と、博士の学位を与える課程とを置く。但し修士の学位を与える課程のみを置くことができる。

二、修士の学位を得んとするものは、全日制にては一ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について三十単位以上履修し且つ研究論文を提出しなければならない。

三、博士の学位を得んとするものは、全日制にては三ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について五十単位以上履修し、独創的研究に基づく研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。

四、大学院に入学する学生は、大学を卒業した者、若しくはこれと同等の学力を有する者でなければならない。

五、大学院を置く大学は、その課程に必要な施設並びに講義、演習、実験等の授業を用意しなければならない。

六、大学院を置く大学は、その目的使命を十分に達成し得るような大学教員組織を用意し

課程です。国公立大学での新制大学院の発足は、これよりすこし遅れて一九五三年度からでした。

四、戦後の名古屋大学大学院

◆国立大学大学院は一九五三年度から

旧七帝国大学をふくむ一二の国立大学に新制大学院が設けられたのは一九五三（昭和二八）年度からです。このとき名古屋大学にも新制大学院（六研究科）が設置されました。新制の名古屋大学は一九四九年度に設置されていましたが、農学部と医学部をのぞく学部学生が一九五二年度末に卒業を迎えました。新制の大学院が一九五三年度から開設された理由は、それら学生の進学の道を用意する必要があったためです。

なお、医学研究科と農学研究科については一九五五年度からの開設でした。医学部では学部の修業年限がほかの学部より二年長かったこと、また農学部では学部の創設がほかの学部より二年遅い一九五一年度であったことがその理由です。